

地域生活支援拠点等の整備にかかる 今後の進め方について

令和3年8月23日
燕市障がい者自立支援協議会

1. 地域生活支援拠点等の整備とは

障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

目的

- 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備。
⇒障がい者等の地域での生活を支援する。

手法の種類

- 拠点等の機能強化を図るため、5つの機能を集約し、GHや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、また地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」をイメージとして示しているが、これらにとらわれず、地域の実情に応じた整備を行ってよい。
- なお、その際、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討することが重要。

国の基本指針 ※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第三百九十五号)

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。)について、令和五年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和2年4月1日時点) ※厚生労働省調べ

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

令和2年4月1日時点で整備済み	469市町村(うち、圏域整備:66圏域272市町村)
令和2年度末までに整備予定	637市町村(うち、圏域整備:75圏域297市町村)
令和3年度に整備予定	209市町村(うち、圏域整備23圏域87市町村)
その他	426市町村(うち、圏域整備:41圏域146市町村)

【県内の整備済み市町村】

※令和2年度末時点

新潟市、長岡市、上越市、三条市、
五泉市、南魚沼市

② 整備類型について(予定含む)

多機能型拠点整備型	48市町村(うち、圏域整備:3圏域9市町村)
面的整備型	1161市町村(うち、圏域整備:157圏域597市町村)
多機能型拠点整備型+面的整備型	101市町村(うち、圏域整備10圏域47市町村)
その他の整備類型	3市町村
未定	428市町村(うち、圏域整備:35圏域149市町村)

3. 燕市の検討経過

① 自立支援協議会での検討

- 平成26年10月に検討開始。
- 市内の社会資源の整理などを行い、整備の手法等を検討。
- 平成28年2月、『面的整備』を推進していくこと、『基幹相談支援センター機能を活用した人材育成と地域体制づくり』を進めていく方針を決定。
- 令和2年6月、つばめで暮らそう部会を設置し、『精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築』と併せて協議を開始することを決定。

② 勉強会への参加

- 令和元年12月、『基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備促進に向けた市町村等担当国会議』に運営会議委員(藤井会長、外山副会長)および事務局(杉山相談支援専門員、野崎副参事)が出席。

【協議会での報告内容】

- ・基幹相談支援センターの機能と一体的に検討する。
- ・介護保険分野との連携やあらゆる社会資源を活用する。
- ・スタート時点から5つの機能すべてを完璧に満たす必要はない。わが街の強みを生かし、できることから始めてみる。
- ・常に評価を行い(今よりもっとよい仕組みはないか、改善点はないか、新たな課題は何か)、検討し続けることが大切。
- ・緊急時の受け入れに際しては、対応マニュアルやフローチャートを作成することが有効。
- ・自立支援協議会での議論が最重要。コアメンバーで議論(運営会議や担当国会議など)したものを踏まえて、全体会議で議論するなど工夫が必要。

燕市第6期障がい福祉計画の策定

＜成果目標＞

令和5年度末までに、地域生活支援拠点等として、今ある社会資源を有効活用し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備する。

＜施策の展開＞

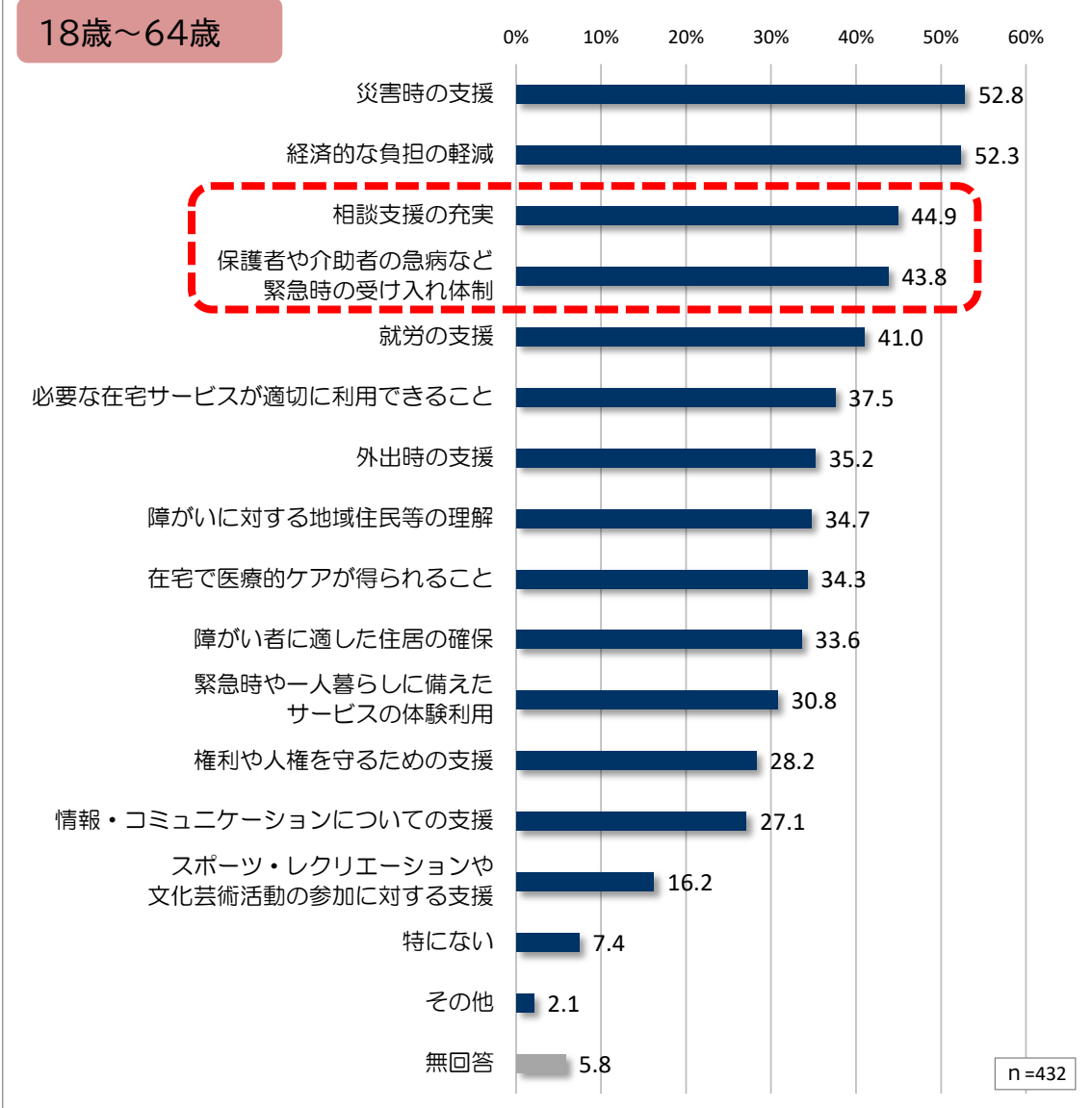
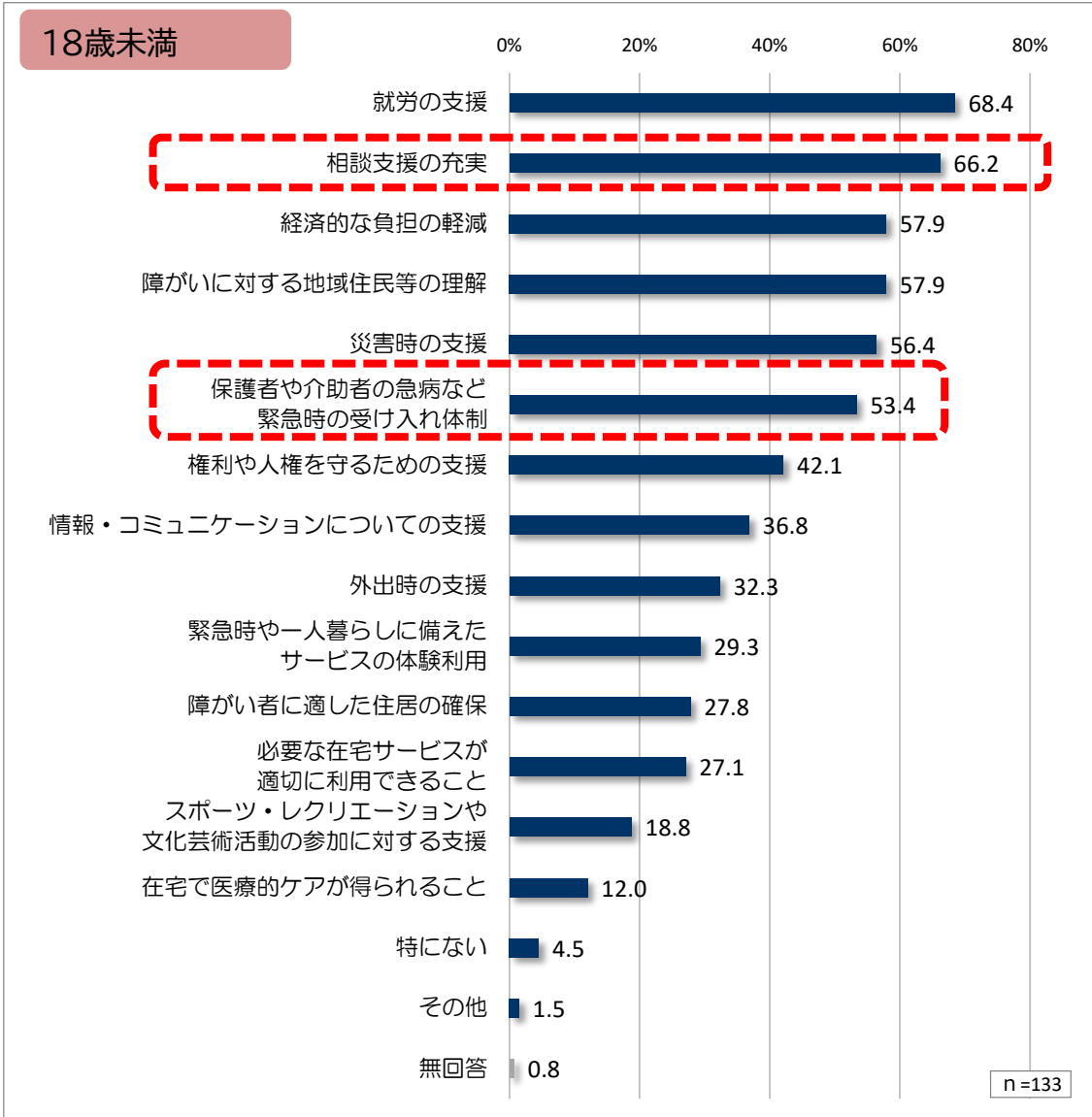
自立支援協議会において、地域の実情を踏まえ、目指すべき整備方針を検討する。

4. ニーズ調査(燕市福祉に関するアンケート調査)

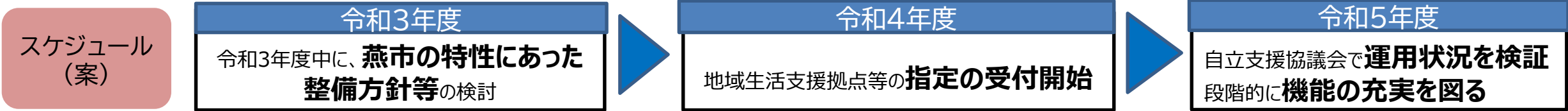
■地域での安心な生活

問43 地域で安心して生活していくために必要なこと

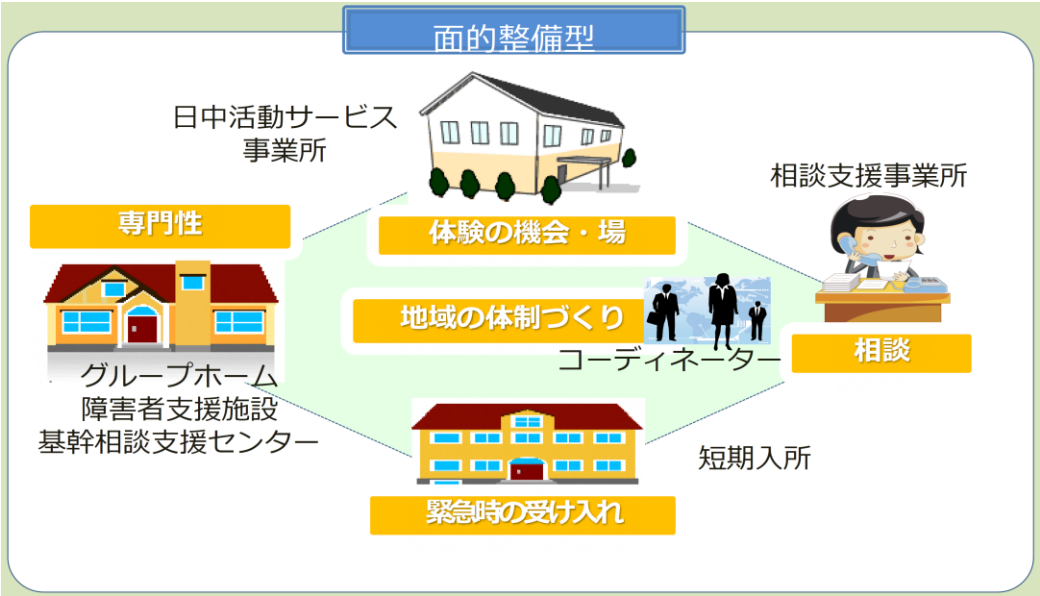
ご本人がこれからも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、どのようなことが必要だと思いますか(複数回答)



燕市における地域生活支援拠点等の整備については、『面的整備』とし、市内にある多くの社会資源の結びつきを強化し、それらが効果的に連携することで、地域生活支援拠点等の整備を進めていく。



- 令和3年度
中の進め方
(案)
- つばめで暮らそう部会の中にワーキンググループを設置して、調査・研究を行う。
 - つばめで暮らそう部会にて整備方針(案)をまとめるが、必要に応じて運営会議とも連携した取組を行う。
整備方針(案)では、燕市の特性を踏まえ、必要な機能やその機能の充足の程度等を示す。
 - 整備方針(案)については、自立支援協議会全体会にて報告・協議を行う。



参考資料

①相談

相談の機能については、「基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能」と位置づけている。

②緊急時の受け入れ・対応

緊急時の受け入れ・対応の機能については、「短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能」と位置付けている。

③体験の機会・場

体験の機会・場については、「地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能」と位置付けている。

④専門的人材の確保・養成

専門的人材の確保・養成の機能については、「医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能」と位置付けている。

⑤地域の体制づくり

地域の体制づくりの機能については、「基幹相談支援センター、委託相談事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能」と位置付けている。

機能区分	対象事業	加算等名	加算内容	単価	開始年月
1 相談	特定相談支援 (障害児相談支援事業 所含む)	地域生活支援拠点等 相談強化加算	緊急に支援が必要な事態が生じた利用者に対して、 本人又はその家族からの要請に基づき速やかに指定 短期入所事業所に対して必要な情報の提供や利用に 関する調整を行った場合算定	700単位/回 (月4回を限度)	H30年4月
	特定相談支援 (障害児相談支援事業 所含む)	機能強化型サービス サービス利用支援費 (Ⅰ・Ⅱ)	ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて 利用者等の相談に対応する体制を確保していること	特定相談支援 (Ⅰ)1864単位(Ⅱ)1764単位 障害児相談支援 (Ⅰ)2027単位(Ⅱ)1927単位	令和3年4月 ※以前は特定事 業所加算
2 緊急時の 受入・対 応	短期入所	緊急短期入所加算 (Ⅰ・Ⅱ)	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由によ り、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短 期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常 生活上の世話を行なう家族の疾病等やむを得ない事 情がある場合にあっては、14日)を限度として、当 該緊急利用者のみに対して加算	Ⅰ 180単位/日(福祉型) Ⅱ 270単位/日 (医療型)	H30年4月
	短期入所	定員超過特例加算	「緊急時」という局面を勘案して定員を超えて受け入 れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算 (その間は、定員超過利用減算は適用しない。)	50 単位/日	H30年4月
	短期入所 (重度障害者等包括支 援で実施する短期入所 所含む。)	地域生活支援拠点等 に係る加算	地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業 所が、緊急時の受け入れに限らず指定短期入所等を 行った場合に、利用を開始した日に加算	100単位/日	【新設】R3年4月
	居宅介護、重度訪問介 護、同行援護、行動援 護、重度障害者等包括 支援	地域生活支援拠点等 に係る加算	地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業 所等について、地域生活支援拠点等として緊急時の 対応を行った場合に加算	50単位/回 (緊急時対応加算を算定した場合に更 に50単位を上乗せする。)	【新設】R3年4月
	自立生活援助、一般相 談支援(地域定着支援)			50単位/日 (緊急時支援加算(Ⅰ)又は緊急時支援 費(Ⅰ)を算定した場合に更に50単位 を上乗せする。)	【新設】R3年4月

機能区分	対象事業	加算名	加算内容	単価	開始年月
3 体験の機会・場の提供	日中活動系サービス	体験利用支援加算	指定障害者支援施設利用者と、施設内の日中系のサービスを利用している利用者が地域移行支援事業を使って地域の障がい福祉サービスの体験的な利用を行った際に、情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行った場合算定	500 単位/日 (初日から 5 日目まで) 250単位/日 (6 日目から 15 日まで) ※50単位/日 (地域生活支援拠点等の場合)	H30年4月
	一般相談支援 (地域移行支援)	体験利用加算			
	施設入所支援	体験宿泊支援加算	利用者が施設入所支援を利用中であるとき、施設入所支援を提供している事業者が体験的な宿泊支援に係る地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合算定	120単位/日	H30年4月
	一般相談支援 (地域移行支援)	体験宿泊加算(Ⅰ・Ⅱ)	単身での生活を希望している利用者に対して、単身生活に向けた課題、目標、期間等を位置付けた地域移行支援計画を作成し、体験的な宿泊支援を行った場合算定	Ⅰ 300単位/日 Ⅱ 700単位/日 ※50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)	H30年4月

機能区分	対象事業	加算名	加算内容	単価	開始年月
4 専門的人材の確保・育成	生活介護 (障害者支援施設が行う生活介護は除く。)	イ 重度障害者支援加算(体制加算)	強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届け出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算 (強度行動障がいを有する者が利用していない場合は加算不可)	7単位/日	H30年4月
		ロ 重度障害者支援加算(個人加算)	実践研修修了者の作成した支援計画シートに基づき、強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障がいを有する者に対して個別の支援を行った場合に加算 (当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可)	180単位/日	H30年4月
	【療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立生活援助、自立訓練(生活訓練・機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス】	福祉専門職員配置等加算	指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が (Ⅰ)100分の35以上であること、(Ⅱ)100分の25以上であること。 (Ⅲ)は次のいずれかに該当する場合であること ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること	(Ⅰ)15単位、(Ⅱ)10単位、(Ⅲ)6単位	
5 地域の体制づくり	特定相談支援 (障がい児相談支援事業所含む。)	地域体制強化共同支援加算	月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算	2,000単位/月 (月1回限度)	H30年4月